

## 安城市自治基本条例（平成 21 年 10 月 1 日安城市条例第 24 号）

改正後	改正前
<p><u>（条例の位置付け）</u></p> <p><b>第 2 条</b> この条例は、市のまちづくりに関して基本となる条例です。他の条例、規則その他の規程は、この条例の趣旨を尊重して定められるものとします。</p> <p>（市民参加の権利）</p> <p><b>第 7 条</b> 市民は、まちづくりの主体として、市民参加をすることができます。</p> <p>（行政サービスを受ける権利）</p> <p><b>第 8 条</b> 市民は、適切な行政サービスを受けることができます。</p> <p><b>第 9 条</b> 市民は、まちづくりを推進するため、その担い手としての自覚を持ちます。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 市民は、良好な環境が次世代に引き継がれるよう配慮します。</u></p> <p><u>4 市民は、安城市民憲章を尊重します。</u></p> <p>（議員の責務）</p> <p><b>第 11 条</b> 議員は、広く市民の利益に資するため、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、研鑽に努めます。</p> <p><u>（市民参加と協働）</u></p> <p><b>第 14 条</b> 市民参加と協働の推進を図るための基本的な事項については、別に条例で定めるものとします。</p> <p>（住民投票）</p> <p><b>第 17 条</b> 市長は、市政の特に重要な事項について、直接住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p><u>（条例の位置付け）</u></p> <p><b>第 2 条</b> この条例は、市の最高規範です。他の条例、規則その他の規程の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合を図ります。</p> <p>（市民参加の権利）</p> <p><b>第 7 条</b> 市民は、まちづくりの主体として、<u>等しく</u>市民参加をすることができます。</p> <p>（行政サービスを受ける権利）</p> <p><b>第 8 条</b> 市民は、適切な行政サービスを<u>等しく</u>受けることができます。</p> <p><b>第 9 条</b> 市民は、まちづくりを推進するため、その担い手としての自覚と<u>責任</u>を持ちます。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 市民は、行政サービスに必要な経費について、応分の負担をします。</u></p> <p><u>4 市民は、良好な環境を次世代に引き継ぐ責任を持ちます。</u></p> <p><u>5 市民は、安城市民憲章を尊重します。</u></p> <p>（議員の責務）</p> <p><b>第 11 条</b> 議員は、<u>市民の代表者として</u>、広く市民の利益に資するため、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、研鑽に努めます。</p> <p><u>（市民参加）</u></p> <p><b>第 14 条</b> 市民参加の権利を保障するため、市長は、別に条例で定めるところにより、<u>適切かつ効果的と認められる市民参加の手法を用意します。</u></p> <p>（住民投票）</p> <p><b>第 17 条</b> 市長は、市政の特に重要な事項について、<u>直接市民</u>の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。</p> <p>2・3 （略）</p>

改正後	改正前
<p><b>第26条</b> 市長は、<u>社会状況の変化に照らし、又は5年を超えない期間ごとに市民参加と協働の推進状況について規則で定める附属機関の意見を聴き、必要があると認める場合は、この条例が市民が主役の自治の実現を図る上でふさわしいものであるかどうかについて、市民参加のもとに検証します。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p><b>第26条</b> 市長は、<u>この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、社会状況の変化に照らし、この条例が市民が主役の自治の実現を図る上でふさわしいものであるかどうかについて、市民参加のもとに検証します。</u></p> <p>2 (略)</p>